

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第13号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

●財務規則の一部を改正する規則（規則第21号）

- 1 地方自治法施行規則の一部改正により、歳出予算に係る節の区分のうち賃金が削除されることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 民法の一部改正により、債務の履行が不能である場合にあっては、債権者は、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができることとされるとともに、その債務の履行が不能であることについて、取引上の社会通念等に照らし債務者の責めに帰することができない場合においては、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができないこととされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 国の債権について歳入徴収官等が履行延期の特約又は処分をする場合に付する延納利息の率が改められること等を踏まえ、県の債権について、歳入管理者が履行延期の特約又は処分をする場合に付する延納利息の率について所要の整備を行うこととした。
- 4 地方自治法の一部改正等に伴い、同法の引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第21号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第55条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「常用的な」の右に「経費」を加え、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第60条第2項中「、日々雇い入れられる者に対する賃金」を削る。

第103条第1項第2号中「その責に帰すべき理由により」を削り、同項第3号中「第28条第3項」の右に「若しくは第5項」を、「又は」の右に「同法」を加え、「第29条の2」を「第29条の2第1項」に改める。

第103条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該契約の解除が契約の相手方の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

第169条第1項中「に規定する履行延期の」を「の規定による履行期限を延長する」に改め、「処分」の右に「(以下この条において「履行延期の特約等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の規定」を「履行延期の特約等」に、「は5年以内でなければ」を「をする場合には、5年以内において、その延長に係る履行期限を定めなければ」に改め、同条第3項及び第4項中「第1項に規定する履行延期の特約又は処分」を「履行延期の特約等」に改め、同条第5項中「年5パーセント」を「当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）の翌日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率によるもの」に改める。

別表第2中

4 恩給及び退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書 支出決定書	
5 賃金	支出決定のとき	支出しようとする額	支出決定書 雇入決定書 出役証明書	

を

4 恩給及び退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書 支出決定書	
------------	---------	-----------	-----------	--

に改め、同表区分の欄中6を5とし、7から23までを6から22までとする。

様式第17号注意事項4中「第231条の3第9項」を「第231条の3第10項」に改める。

様式第19号中「時効中断の措置」を「時効の中断、完成猶予又は更新の事由」に改める。

様式第44号中「自己の責めに帰すべき理由により」を削り、「帰属するものとする」の右に「。ただし、自己の責めに帰することができない理由により契約が解除されたときは、この限りでない」を加え、「額。ただし、」を「額（）」に改め、「おいては、」の右に「当該額から」を加え、「控除するものとする」を「控除した額」とする。ただし、自己の責めに帰することができない理由により契約が解除された場合は、納付を要しない」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の財務規則（次項において「改正後の規則」という。）第55条第1項、第60条第2項及び別表第2の規定は、令和2年度以降の年度の歳出予算について適用し、令和元年度以前の年度の歳出予算については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第103条第1項、第103条の2第1項及び様式第44号の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。